資　料　第　２　　　目　次

第 512 回　福井地方最低賃金審議会（R6.7.30）

項番	資　料　名	頁
１	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会　委員名簿	1
２	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会　審議日程表	2
３	生活保護と最低賃金の比較について（令和４年度 福井局）	3
４	福井県金融経済クォータリー（2024 夏）　日本銀行福井事務所	5
５	最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明　福井弁護士会	13
６	福井県の最低賃金の大幅な引上げを求める意見書　福井県労働組合総連合	15
７	最低賃金の改定に関する要請書　福井県知事 （参考資料：継続的賃上げに向けた福井県の取組みについて）	17

福井地方最低賃金審議会　福井県最低賃金専門部会委員名簿

（令和６年７月22日現在）

	氏　　名	現　　職
公益代表	井　花　正　伸	弁護士
	岡　﨑　英　一	福井大学 国際地域学部長
	坪　川　貞　子	社会保険労務士 行政書士
労働者代表	杉 田 公 太 郎	ＵＡゼンセン福井県支部 次長
	玉　川　忠　春	（連合）福井県連合会 副事務局長 連合福井丹南地域協議会 事務局長
	山 田 佐 智 生	（連合）福井県連合会 副会長 （電機連合）福井地方協議会 事務局長
使用者代表	酒　井　尚　之	（株）福井ファミリー　代表取締役社長
	豊　嶋　雅　子	フクビ化学工業（株）　シニアアドバイザー
	山　埜　浩　嗣	福井県経営者協会　専務理事

（五十音順）

福井地方最低賃金審議会
福井県最低賃金専門部会　審議日程表

<table>
<tr><th>回数</th><th>日時</th><th>審議内容</th><th>場所・会場</th></tr>
<tr><td>第１回</td><td>７月 30 日（火）
15 時 00 分～</td><td>１　福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程（案）について
２　福井県最低賃金に係る審議事項について
３　今後の審議の進め方について</td><td>福井春山合同庁舎
１階

第 1 共用会議室</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>７月 31 日（水）
13 時 30 分～</td><td>１　最低賃金額についての審議</td><td rowspan="2">福井春山合同庁舎
14 階

福井労働局会議室</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>８月１日（木）
10 時 00 分～</td><td>１　最低賃金額についての審議</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>８月２日（金）
10 時 00 分～</td><td>１　最低賃金額についての審議
２　結審
３　専門部会報告（案）について</td><td rowspan="3">福井春山合同庁舎
１階

第 1 共用会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（予備日）</td><td>８月５日（月）
13 時 30 分～</td><td></td></tr>
<tr><td>８月９日（金）
13 時 30 分～</td><td></td></tr>
</table>

※　第１回専門部会は、第 512 回審議会に引き続き開催。
※　予備日は、第４回専門部会の審議状況により開催を判断。

第512回第2-2

生活保護と最低賃金の比較について（令和4年度　福井局）

Ⅰ　前提

○　若年単身　→　生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯

○　福井県の場合

・冬季加算地区　→　Ⅳ区

・県内級地別人口　→　2級地－1:　262,328 人　（福井市）

3級地－1:　460,694 人　（敦賀市、小浜市ほか 9 市町）

3級地－2:　43,841 人　（今立郡、三方郡ほか 3 町）

計　766,863 人

※令和2年国勢調査による市町別の人口

Ⅱ　生活保護

（1）生活扶助基準

①第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

（71,460 円×262,328 人＋68,430 円×460,694 人＋66,940 円×43,841 人）

÷766,863 人＝***69,381.3 円***

②冬季加算（1か月平均）　11 月から4月まで6か月間支給

Ⅳ区：　6,790 円×6÷12＝***3,395.0 円***

※Ⅳ区の冬季加算期間は 11～4月の6か月間である。冬季加算については、令和4年度の計算においては、令和4年4月及び同年 11 月から令和5年3月までに支給される冬季加算額で計算している。

③期末一時扶助費（1か月平均）　12 月のみ支給

2級地－1：　12,880 円×1÷12＝1,073.3 円

3級地－1：　11,610 円×1÷12＝　967.5 円

3級地－2：　10,970 円×1÷12＝　914.1 円

（1,073.3 円×262,328 人＋967.5 円×460,694 人＋914.1 円×43,841 人）

÷766,863 人＝***1,000.6 円***

生活扶助基準（1類費及び2類費（合算額）＋冬季加算＋期末一時扶助費）

＝①＋②＋③

＝69,381.3 円＋3,395.0 円＋1,000.6 円＝***73,776.9 円***

（2）住宅扶助実績値（世帯人数1人の値）

住宅扶助実績値　***20,056.5 円***

第512回第2-3

※令和4年度被保護者調査　年次調査(個別調査)第 3-10 表にて

((県)13802.1 円×1,199 世帯　＋　(福井市)24267.1 円×1,781 世帯)÷2,980 世帯

(3)生活扶助基準＋住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

生活扶助基準＋住宅扶助実績値＝73,776.9 円＋20,056.5 円＝***93,833 円***

Ⅲ　最低賃金との比較

時給 888 円(令和 4 年度福井県最低賃金)で月 173.8 時間(週 40 時間)働いた場合の1か月の収入(手取額)は、

888 円×173.8 時間×0.807※＝***124,548 円*** (1円未満四捨五入)

※0.807 は、佐賀県の令和4年度最低賃金額 853 円で月 173.8 時間働いた場合の税･社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

最低賃金(手取額)－生活保護＝124,548 円－93,833 円＝△30,715 円

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って1時間あたりとし、0.807 で割って手取額から額面に換算すると、

△30,715 円÷173.8 時間÷0.807＝△219 円/時間(小数点以下四捨五入)

となる。

第512回第2-4

２０２４年７月１日
日本銀行福井事務所

福井県金融経済クォータリー（２０２４年 夏）

【概　況】

福井県の景気は、持ち直しの動きが続いている。

最終需要をみると、個人消費は回復に向けた動きがみられている。設備投資は増加している。住宅投資は減少している。公共投資は弱めの動きとなっている。

当地製造業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。業種別にみると、電子部品・デバイスは持ち直している。その他工業（眼鏡枠および部品）は緩やかに持ち直している。化学と繊維は弱含んでいる。

雇用・所得情勢は緩やかに持ち直している。

消費者物価（除く生鮮食品）は上昇している。

企業倒産は、件数・負債総額ともに前年を上回った。

金融面をみると、預金は公金の減少から前年を下回っている。貸出は前年を上回っている。

第512回第2-5

【 全体判断 】（矢印は前回との変化、以下同じ）

判断据え置き ＜直近の判断変更は 2023 年秋＞	変化
持ち直しの動きが続いている	→

【 実体経済・物価 】

	今回判断	変化	関連統計等の動き
個人消費	回復に向けた動きがみられている	↑	ホテル・旅館の宿泊客数は新幹線延伸の効果等から回復している。ドラッグストアの売上高は増加している。百貨店・スーパーとホームセンター、コンビニエンスストアの売上高は持ち直している。家電販売は横ばい圏内の動きとなっている。一方、乗用車販売は供給制約による下押しの影響から減少している。
住宅投資	減少している	→	新設住宅着工戸数は減少している。
設備投資	増加している	→	中長期的な需要増や人手不足を見据え、能力増強や省力化投資を増やす動きがみられる。
公共投資	弱めの動きとなっている	→	公共工事請負金額は、振れを伴いつつ、足もとでは前年を上回っている。
生　産	横ばい圏内の動きとなっている	→	電子部品・デバイスは持ち直している。その他の工業（眼鏡枠および部品）は緩やかに持ち直している。一方、化学と繊維は弱含んでいる。
雇　用 ・ 所　得	緩やかに持ち直している	→	有効求人倍率は高水準で推移しているほか、雇用者所得は緩やかに持ち直している。
物　価	上昇している	→	消費者物価（福井市、除く生鮮食品）の前年比は２％台前半となっている。

第512回第2-6

【 金 融 】

	関連統計等の動き
預　金	福井県の預金（国内銀行ベース）は、公金の減少から前年を下回っている。
貸　出	福井県の貸出金（国内銀行ベース）は、前年を上回っている。

以　上

＜本資料に関するお問い合わせ先＞
日本銀行福井事務所　（電話 0776-22-4495）
ホームページアドレス（https://www3.boj.or.jp/fukui/）

第512回第2-7

福 井 県 の 主 要 経 済 指 標（1）

（個人消費関連）　（単位：前年比%）

		2022年	2023年	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
百貨店＋ｽｰﾊﾟｰ売上高	（既存店）	-1.4	-0.7	1.3	-0.7	2.5	n.a.	4.8	p 0.0	n.a.	n.a.
同	（全 店）	0.1	0.3	2.5	0.5	3.3	n.a.	4.8	p 0.0	n.a.	n.a.
コンビニエンスストア売上高	（全 店）	-6.7	1.2	3.1	-0.4	1.0	n.a.	-1.4	0.2	n.a.	n.a.
家電大型専門店売上高	（全 店）	1.1	-1.1	9.5	-0.3	0.0	n.a.	3.3	-3.3	n.a.	n.a.
ドラッグストア売上高	（全 店）	7.9	9.4	11.2	8.1	r 10.0	n.a.	r 14.0	4.7	n.a.	n.a.
ホームセンター売上高	（全 店）	-3.6	-3.0	0.3	-5.6	-5.0	n.a.	-11.6	2.9	n.a.	n.a.
乗用車新車登録台数	（含む軽）	-6.9	16.2	16.6	6.5	-20.8	n.a.	-19.6	-2.4	-3.7	n.a.
同	（除く軽）	-9.8	19.9	19.1	8.8	-18.5	n.a.	-17.2	3.4	-5.9	n.a.
延べ宿泊者数		16.3	p 12.9	p 23.3	p -3.5	p 10.5	n.a.	p 16.6	n.a.	n.a.	n.a.

（住宅投資関連）　（単位：前年比%）

		2022年	2023年	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
新設住宅着工戸数		-4.2	-14.2	-16.7	-27.2	-21.2	n.a.	-8.3	-4.4	n.a.	n.a.
持 家	≪48.5≫	-9.3	-12.1	-7.4	-28.5	-13.2	n.a.	-7.3	-6.5	n.a.	n.a.
貸 家	≪38.2≫	8.3	-19.4	-18.4	-28.5	-46.6	n.a.	0.0	-3.9	n.a.	n.a.
分 譲	≪10.4≫	-20.2	-18.2	-33.6	-14.0	100.0	n.a.	208.1	10.7	n.a.	n.a.

（設備投資関連）　（単位：前年度比%）

	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績	2024年度計画
設備投資額 （全産業）	-32.8	9.7	-14.4	-6.3	14.6

（単位：前年比%）

	2022年	2023年	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
建築着工床面積	2.6	-10.5	71.2	-26.0	59.3	n.a.	2.1	81.4	n.a.	n.a.

（公共投資関連）　（単位：前年比%）

	2022年度	2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
公共工事請負金額	-23.5	-19.3	-39.0	-29.9	8.9	n.a.	-2.0	-21.9	48.6	n.a.

（生産関連）　（単位：季調済は前月（期）比%、原指数は前年比%）

		2022年	2023年	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
鉱工業生産	（季調済指数）	104.3	95.1	97.2	98.6	92.3	n.a.	89.6	n.a.	n.a.	n.a.
同	（季調済前月（期）比）	-2.2	-8.8	5.1	1.4	-6.4	n.a.	-5.9	n.a.	n.a.	n.a.
電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ	≪22.1≫	-15.6	-28.7	0.5	27.8	3.4	n.a.	1.3	n.a.	n.a.	n.a.
繊 維	≪12.5≫	1.1	-4.1	-1.1	-4.0	-4.9	n.a.	3.2	n.a.	n.a.	n.a.
化 学	≪11.2≫	-2.8	-11.6	10.6	-0.5	-12.4	n.a.	4.8	n.a.	n.a.	n.a.
その他の工業 （眼鏡枠および部品）	≪6.3≫	12.9	3.4	4.0	3.1	0.8	n.a.	10.6	n.a.	n.a.	n.a.

第512回第2-8

福 井 県 の 主 要 経 済 指 標 （2）

（雇用・所得関連）　（単位：前年比%、有効求人倍率は季節調整済（倍））

	2022年	2023年	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
有効求人倍率	1.89	1.80	1.78	1.78	1.77	n.a.	1.80	1.78	n.a.	n.a.
雇用者所得	−3.4	0.3	−0.2	1.6	0.6	n.a.	−2.4	n.a.	n.a.	n.a.

（物価）　（単位：前年比%）

	2022年	2023年	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
消費者物価指数（除く生鮮食品）	1.9	2.9	3.1	2.0	2.4	n.a.	2.6	1.5	2.3	n.a.

（倒産）　（単位：前年比%、倒産件数は件）

	2022年度	2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	4-6月	2024年 3月	4月	5月	6月
倒産件数　（件）	37	31	8	6	11	n.a.	4	3	5	n.a.
同　（前年比）	19.3	−16.2	−11.1	−50.0	0.0	n.a.	0.0	50.0	66.6	n.a.
負債総額	−22.2	−16.6	−5.2	−23.6	−52.9	n.a.	−42.6	73.7	40.6	n.a.

福 井 県 の 金 融 指 標

（預金・貸出金＜末残＞）　（単位：前年比%）

	2022年度	2023年度	2023年 6月	9月	12月	2024年 3月	2024年 1月	2月	3月	4月
実質預金	1.5	1.8	1.6	1.8	0.7	1.8	0.8	1.1	1.8	−0.2
貸 出 金	2.7	8.8	6.4	10.6	9.7	8.8	9.0	9.2	8.8	6.2

（注）

【経済指標】
- 設備投資額の 2022 年度実績以前の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。
- 建築着工床面積は、非居住用の計数。
- 公共工事請負金額は、直近月の「公共工事前払金保証統計」が未公表の場合、東日本建設業保証㈱における同請負金額の前年比を参考値として表示（この場合、斜字体で表示）。
- 鉱工業生産の季調済の「年」計数は、原指数の変化率。2020 年基準。
- 有効求人倍率の「年」計数は原計数。
- 雇用者所得は、常用雇用指数、一人当り名目賃金指数を基に日本銀行金沢支店が算出。事業所規模５人以上。2020 年基準。
- 消費者物価指数の四半期は、日本銀行金沢支店が月次指数から算出（平均値）。2020 年基準。
- 倒産は、負債総額 10 百万円以上。
- ≪　≫は、各項目の直近年または基準年の構成比。

【金融指標】
- 実質預金は、福井県内に店舗を構える国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）の銀行勘定（福井県内店舗ベース）を基に算出。オフショア勘定を除く。実質預金は、表面預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金は、福井県内に店舗を構える国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）の銀行勘定（福井県内店舗ベース）を基に算出。オフショア勘定を除く。中央政府向け貸出を除く。

【全　般】
- ｐは速報値、ｒは訂正・改訂値を示す。
- 単位未満の数字のみの場合には、マイナス符号は表示していない。

（資料）　近畿経済産業局「百貨店・スーパー販売状況」、
経済産業省「商業動態統計」、
福井県自動車販売店協会「車種別・月別新車登録台数」、
全国軽自動車協会連合会「軽四輪車新車販売」、
観光庁「宿泊旅行統計調査」、
国土交通省「住宅着工統計」「建築物着工統計」、
日本銀行金沢支店「北陸短観（県別集計データ）」、
東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」、
福井県「福井県鉱工業指数」「毎月勤労統計調査」、
福井労働局「労働市場月報」、厚生労働省「職業安定業務統計」
総務省「消費者物価指数」、
東京商工リサーチ金沢支店「北陸三県企業倒産状況」、
日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

福井県 短観（2024 年 6 月調査）

１．業況判断

（%ポイント）

		2022年12月	2023年3月	6月	9月	12月	2024年3月 最近	2024年3月 先行き	6月 最近	6月 変化幅	6月 先行き	6月 変化幅
福井	全 産 業	8	1	6	4	12	▲ 2	▲ 5	12	14	4	▲ 8
	製 造 業	5	5	8	▲ 2	13	8	2	20	12	16	▲ 4
	非製造業	10	▲ 2	4	8	11	▲ 12	▲ 12	5	17	▲ 7	▲ 12
全国	全 産 業	6	5	8	10	13	12	9	12	0	10	▲ 2
	製 造 業	2	▲ 4	▲ 1	0	5	4	4	5	1	6	1
	非製造業	10	12	14	16	18	18	13	19	1	13	▲ 6

（注）「業況判断」は、「良い」（回答社数構成比＜%＞）－「悪い」（回答社数構成比＜%＞）。
「最近」は回答時点を、「先行き」は 3 か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。
「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比。
2023 年 9 月以前の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

２．売上・収益計画

売上高

（前年度比・%）

		2023年度	修正率	2024年度（計画）	修正率
福井	全 産 業	2.7	1.5	1.5	3.6
	製 造 業	2.1	0.1	4.1	4.9
	非製造業	4.1	4.7	▲ 4.5	0.7
全国	全 産 業	3.0	0.3	1.9	1.1
	製 造 業	3.0	0.1	2.4	1.3
	非製造業	3.0	0.4	1.6	1.0

（前年同期比・%）

		2023/上期	2023/下期	修正率	2024/上期（計画）	修正率	2024/下期（計画）	修正率
福井	全 産 業	▲ 1.0	6.4	3.0	2.8	4.6	0.3	2.6
	製 造 業	▲ 3.1	7.6	0.2	4.8	6.4	3.5	3.4
	非製造業	4.5	3.9	9.2	▲ 1.9	0.5	▲ 6.7	0.8
全国	全 産 業	3.9	2.2	0.5	2.1	1.1	1.7	1.1
	製 造 業	3.9	2.2	▲ 0.1	2.0	1.1	2.7	1.4
	非製造業	3.9	2.1	0.8	2.1	1.1	1.1	1.0

経常利益

（前年度比・%）

		2023年度	修正率	2024年度（計画）	修正率
福井	全 産 業	17.2	9.2	5.6	16.7
	製 造 業	18.2	1.5	15.7	19.1
	非製造業	13.5	52.5	▲ 32.6	3.2
全国	全 産 業	12.4	5.1	▲ 7.5	0.2
	製 造 業	9.6	3.1	▲ 8.1	▲ 1.5
	非製造業	14.6	6.7	▲ 7.2	1.6

（前年同期比・%）

		2023/上期	2023/下期	修正率	2024/上期（計画）	修正率	2024/下期（計画）	修正率
福井	全 産 業	▲ 1.6	47.6	20.6	5.6	11.2	5.7	23.2
	製 造 業	▲ 2.4	59.6	3.3	10.6	12.9	22.0	27.0
	非製造業	3.3	21.6	127.4	▲ 20.5	0.9	▲ 40.7	5.3
全国	全 産 業	12.3	12.5	11.3	▲ 11.8	▲ 6.4	▲ 2.9	7.7
	製 造 業	▲ 0.1	22.9	9.3	▲ 14.2	▲ 9.8	▲ 1.2	8.1
	非製造業	24.0	5.9	12.7	▲ 10.1	▲ 3.7	▲ 4.1	7.5

３．設備投資計画

（前年度比・%）

		2023年度	修正率	2024年度（計画）	修正率
福井	全 産 業	▲ 6.3	▲ 8.5	14.6	5.8
	製 造 業	▲ 18.8	▲ 11.8	43.9	22.9
	非製造業	59.3	1.4	▲ 63.5	▲ 56.0
全国	全 産 業	10.6	▲ 0.2	8.4	4.8
	製 造 業	6.7	▲ 2.5	17.2	5.7
	非製造業	12.8	1.2	3.5	4.2

（注）売上・収益計画および設備投資計画の修正率は、前回調査との対比。

（資料）日本銀行金沢支店

第512回第2-11

（参考１） 業況判断の推移

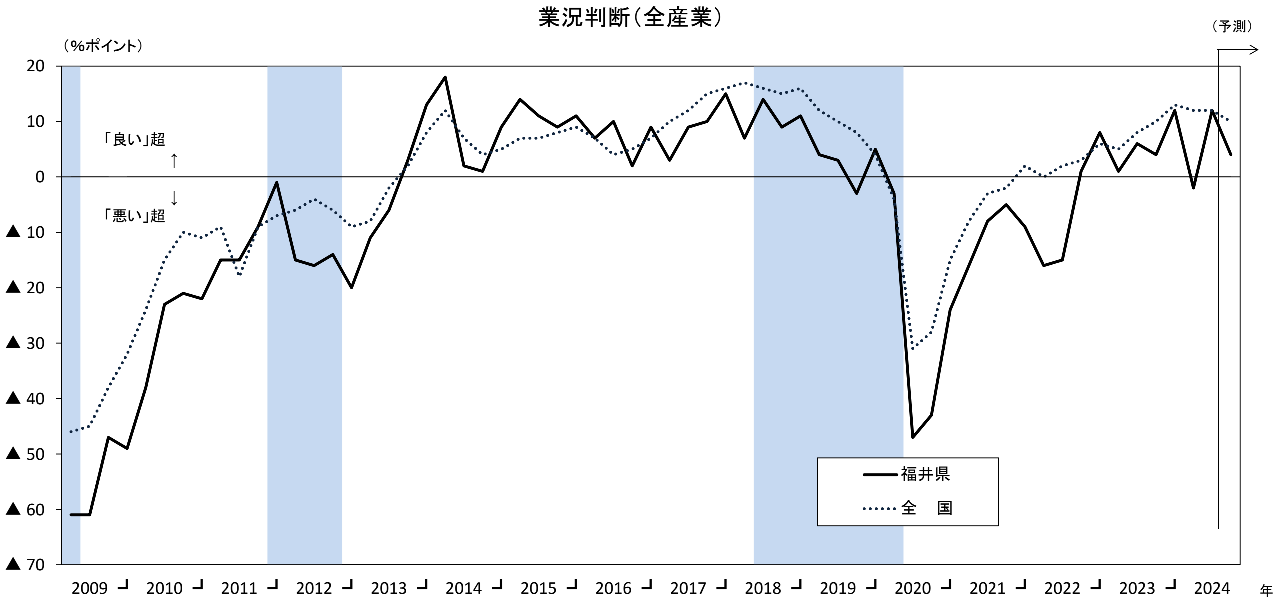

（注）1. シャドーは福井県の景気後退期（福井県調べ）。各年とも 3 月、6 月、9 月、12 月調査。
2. 調査対象企業見直し直前の調査回（2009 年 12 月、2014 年 12 月、2017 年 12 月、2021 年 12 月、2023 年 12 月）については、見直し前の旧ベース。

（参考２） 売上高経常利益率の推移

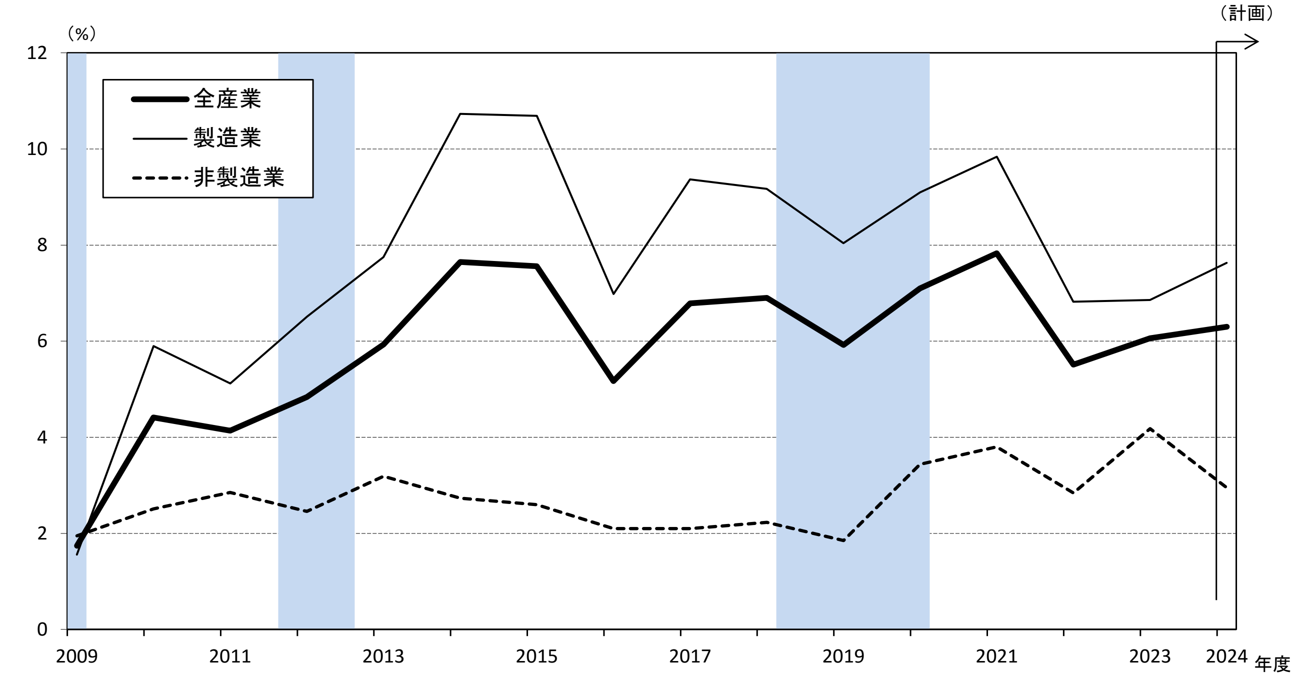

（注）シャドーは福井県の景気後退期（福井県調べ）。

（資料） 日本銀行金沢支店

第512回第2-12

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

福井地方最低賃金審議会は、本年８月頃、福井県の最低賃金額についての答申を行う予定である。２０２３年、同審議会は、４３円の引き上げを答申し、その答申を受けて、福井県の地域別最低賃金額は、９３１円と決定された。かかる引上げは、現行方式となった２００２年以降最大の引上げ幅であり、最低賃金の大幅な引き上げを求めてきた当会の会長声明の趣旨にも沿うものである。

しかしながら，９３１円という水準は、１日８時間、週４０時間働いたとしても、月収約１６万４０００円、年収約１９６万円にしかならない。この金額では、いまだ労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難であり、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第１条参照）を遂げることはできないと言わざるを得ない。さらに、近年の極端な円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により、消費者物価の大幅な上昇が続いていることに照らすと、労働者が安定した生活を送るには、ほど遠い水準というほかない。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためにも、さらに最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。

また最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正していないことも重大な問題である。２０２３年の最低賃金は、最も高い東京都で１１１３円であるのに対し、福井県は９３１円であり、１８２円の開きがある。福井県の最低賃金も上昇しているが、東京都等都市部の最低賃金も同様に上昇しているため、地域間格差は一向に縮まらない。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には必要不可欠である。

一方、最低賃金引き上げに伴い負担増となる中小企業への支援も重要である。この点、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号)や下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年６月１日法律第１２０号)をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小企業支援策を実現することが不可欠である。

本会は、これまでも同内容の意見を述べてきた。上記のように、福井県の最低賃金が引き上げられてきている方向性には賛同するものであるが、その引き上げ額は未だ不十分と言わざるを

第512回第2-13

得ない。

よって、本会は、昨年度に引き続き、福井地方最低賃金審議会に対して、主体的に、最低賃金の大幅な引上げを図ることを求めるとともに、政府に対して、最低賃金の引上げに取り組む中小企業に対する支援策の改善等について、地方の実情を踏まえ、迅速かつ効果的な施策を講じることを求める。

２０２４年（令和６年）７月８日

福井弁護士会

会長　堺　啓輔 [redacted]

 第512回第2-14

２０２４年７月22日

福井地方最低賃金審議会　御中

福井市勝見 3-16-9
福井県労働組合総連合
議 長　鈴木　孝典

福井県の最低賃金の大幅な引上げを求める意見書

審議会委員の皆様におかれましては、審議会での真摯な議論に尽力されておられますことに心から敬意を表します。

物価高騰が止まりません。実質賃金低下は過去最長の 26 ヵ月連続となり、最低賃金近傍で働く労働者ほど重くのしかかり、生活を圧迫しています。そのことが消費を冷え込ませ地域経済の衰退となっています。

2023 年の最低賃金額の改定では、中央審議会の目安額に県独自で３円上積みするという過去に例のない引き上げでした。しかし、最高の東京都が 1,113 円、福井県は 931 円で 182 円もの大きな地方間格差を生んでいます。今春闘で各自治体との懇談を行いましたが、高浜町では若者が舞鶴市に働きに出て行ってしまうとのことでした。

また、福井県内の高校３年生の約４割(３千人)が卒業を契機に県外進学し、大学等卒業後のＵターンはこのうちの約３割であるとのことです。県の有効求人倍率は 72 か月連続全国一位(令和６年３月時点)で慢性的な人手不足です。この二つの事情から県独自の様々な中小企業支援策を行っていると聞いています。

委員のみなさん。労働者の下には子どもがいます。小中学校の子どもが二人いると想像して下さい。ご夫婦とも非正規の労働者だと想像して下さい。その上で、今の福井県の最低賃金で子どもに、腹いっぱい食事を取らせられるのでしょうか。仮に 1,000 円としても月 160,000 円です。1,500 円でも 240,000 円です。そして、ここから課税分が引かれます。ちなみに坂井市では、上下水道料金が今年度から１割上がり令和７年度からはさらに１割上がります。(平均的家庭で 5,000 円→6,000 円/月です)また、自治体によって違いますが、小学校 4～6 年生では一人１か月当たり、給食費 5,000 円・教材費 2,000 円(ドリル・プリント代等)・修学旅行積立金 2,000 円の合計月 9,000 円の支出です。中学・高校になれば、さらに部活動費がかかります。

委員のみなさん。三国ハローワークの求人票を見ると、非正規での募集はほぼ最低賃金近傍です。ダブルワークなど、食べるために長時間働き、子育てに支障が来ている場合もあるのではないでしょうか。最低賃金は、まさに最低賃金近傍で働く労働者とその子どもたちの命の砦です。どうか、最低賃金を大幅に引き上げる答申で命の砦を築いてください。心からお願い申し上げます。

第512回第2-15

第512回第2-16

最低賃金の改定に関する要請書

少子高齢化、人口減少が進む中、福井県は今、北陸新幹線開業を契機に、新たな飛躍の時を迎えています。

規模や業種に違いはありますが２４年春闘では、過去最高の上げ幅が実現され、過去最高益を発表する県内企業が増加しています。流れが一過性のものではなく持続的な経済成長・発展につなげていくには力強い個人消費が不可欠であり、働く人すべての賃金水準の継続的な引き上げが必要です。

国、県、関係団体は、生産性の向上、イノベーションの推進、働き方改革に加え、賃上げ原資の確保、価格転嫁支援等を惜しんではなりません。

このような中、中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっています。また、福井県の水準は、全国中位にありますが、近隣県の中で最も低い状況にあります。

中央最低賃金審議会は２５日、全国一律５０円の目安額を答申しました。しかしながら、すでに拡大している地域間格差の縮小・是正のためには、本県含めB、Cランクの道府県はさらなる引き上げが必要となります。これら地域の中小企業に対し、国は、価格転嫁やＤＸ化の促進など、様々な施策を伴走型で、迅速に講じるようお願いします。

福井地方最低賃金審議会には、地域間格差の是正に加え、国際競争の観点からも、若者、外国人から選ばれる県となるよう真摯なご議論をお願いします。

審議会の各委員には、就業環境の向上、女性やシニアの活躍推進、産業構造の高度化の観点からも、本県ができる限り早く時給1,000円超を達成できるよう、福井経済を一歩前に進めるためにも、力強いリーダーシップを発揮し、次代が求める金額を導き出すようお願いします。

令和６年７月29日

福井地方最低賃金審議会会長　岡﨑　英一　様
福井労働局長　石川　良国　様

福井県知事　杉本　達治

第512回第2-17

福井県

継続賃上げに向けた
福井県の取組みについて

第512回第2-18

人口減少社会の進行

- 2000年の82.9万人をピークに減少。20年(R2)は76.7万人、24年は74万人
- 2040年の人口推計は　63.9万人

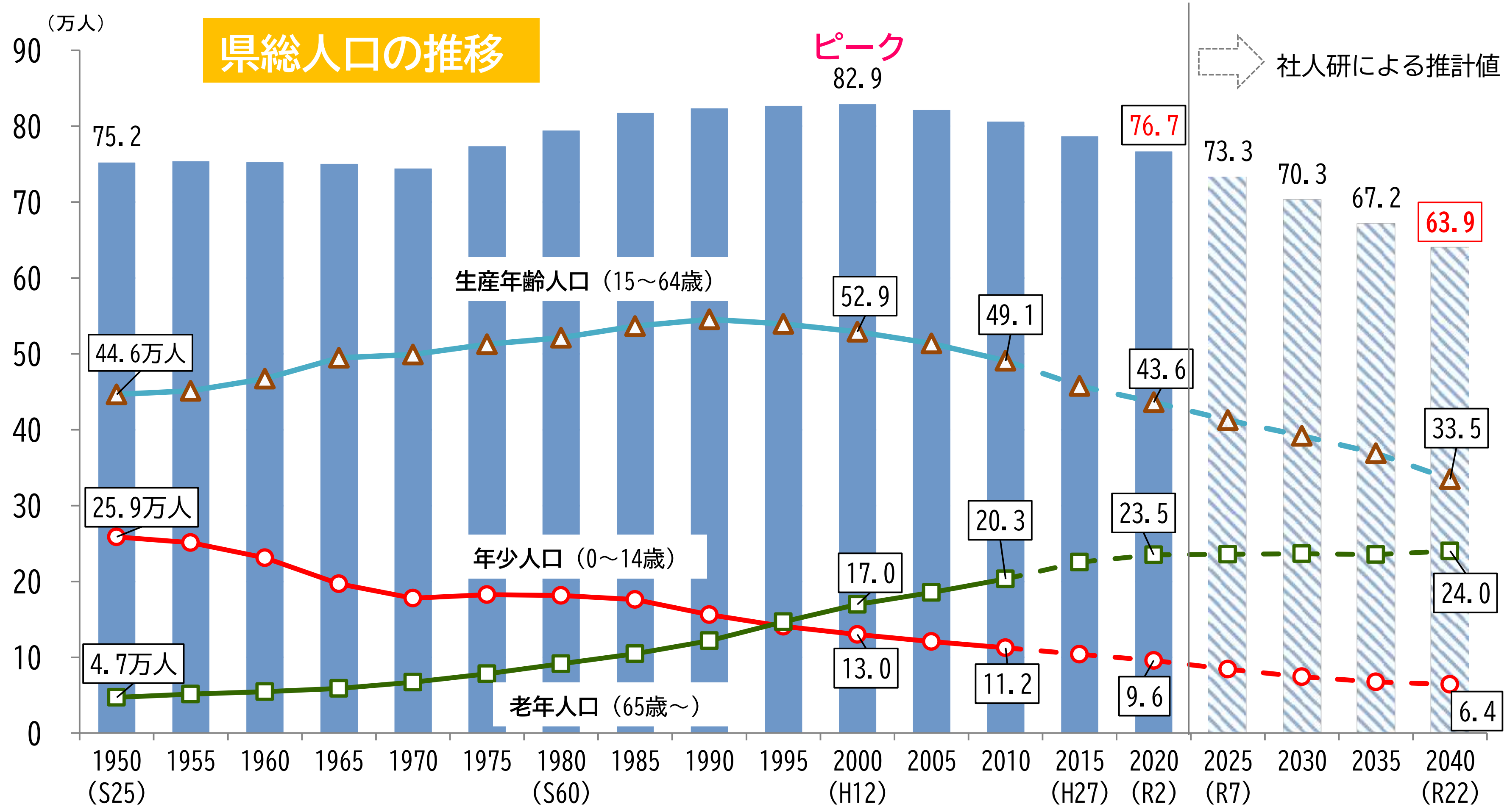

データ：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（R5推計）」

第512回第2-19

福井県の人口減少の構造

- 若者の転出増が、次代の親世代の流出を加速。負のスパイラルの発生が大きな課題

次代の親世代の減少
（負のスパイラル）

若者の転出

転入超過数
▲2,531人(2022年)
（うち、20歳代▲1,789人）

（参考）県内自治体による施策でのUIターン者
新ふくい人1,229人(2022年度)

親世代の減少

30歳代人口
12.3万人(1980年) ⇒ 10.1万人(2000年) ⇒ 7.9万人(2020年)

未婚・晩婚化

35～39歳未婚率
男性4.1% 女性3.2%（1980年） ⇒ 男性35.0% 女性20.8%（2020年）
〔全国　男性38.5%、女性26.2%〕(2020年)

平均初婚年齢
男性27.4歳 女性24.3歳（1980年） ⇒ 男性30.5歳 女性29.0歳（2022年）
〔全国　男性31.0歳、女性29.4歳〕(2020年)

出生率の低下・出生数の減少

	（1980年）		（2000年）		（2022年）
合計特殊出生率	1.93	⇒	1.60	⇒	1.50
〔全国	1.75		1.36		1.26 〕
出生数	1.1万人	⇒	0.8万人	⇒	0.5万人
〔全国	158万人		119万人		77万人 〕

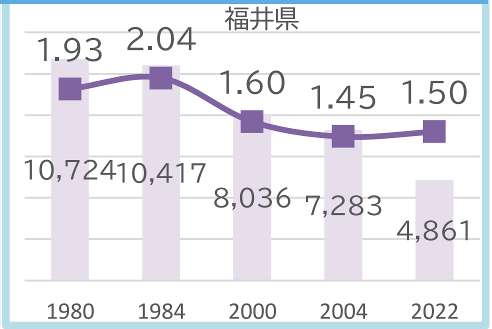

【出典】国勢調査、人口動態統計調査、住民基本台帳移動報告

第512回第2-20

外国人の受入れに関するシミュレーション

・ 福井県内の外国人労働者数は、2030年に2.5万人、2040年に4万人と推計

※国が目標とするGDP（2040年に704兆円、年平均成長率1.24%）達成に必要な外国人労働者数

地域別の外国人労働者数 （自動化等への設備投資が促進された場合）

2030年の外国人労働者数（対生産年齢人口比率）

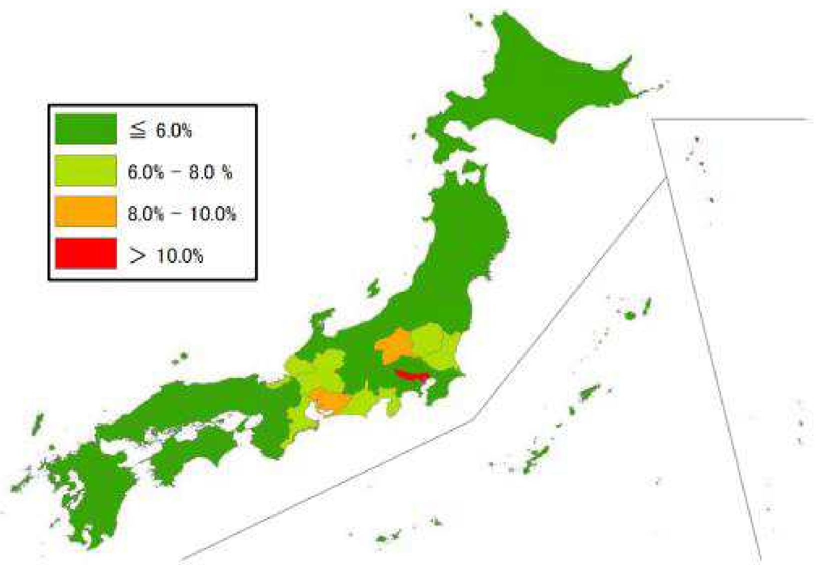

2040年の外国人労働者数（対生産年齢人口比率）

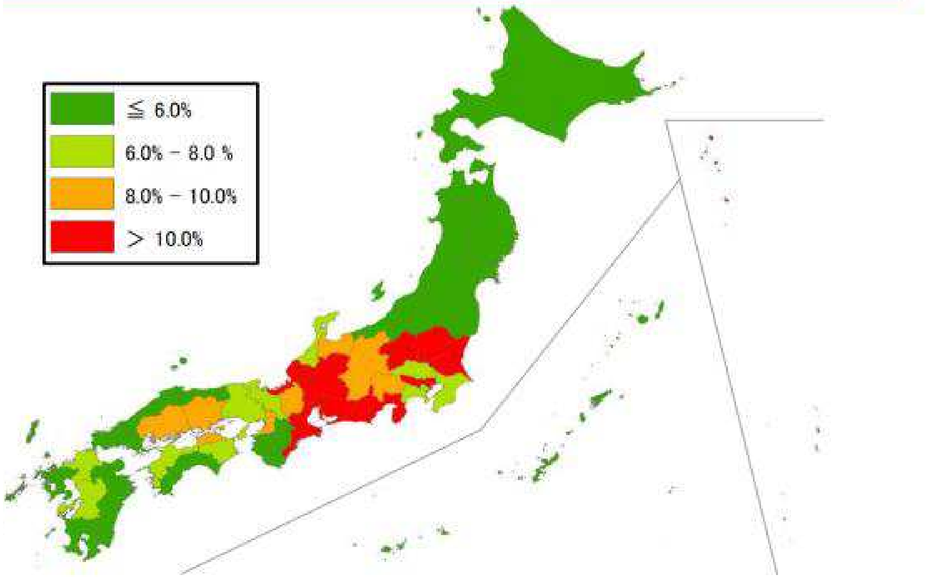

＜2030年＞
県内の外国人労働者数　2.5万人
対生産年齢人口比率　6.0%

＜2040年＞
県内の外国人労働者数　4.0万人
対生産年齢人口比率　10.8%

※独立行政法人国際協力機構「2030/40 年の外国人との共生社会の 実現に向けた取り組み 調査・研究報告書」（2022年3月）およびＨＰより抜粋

第512回第2-21

県内の外国人材雇用の現状

- 令和5年10月末時点での福井県内の外国人労働者数は11,101人
- 外国人を雇用している事業所は1,734所　（いずれも過去最高を更新）

◆外国人労働者数

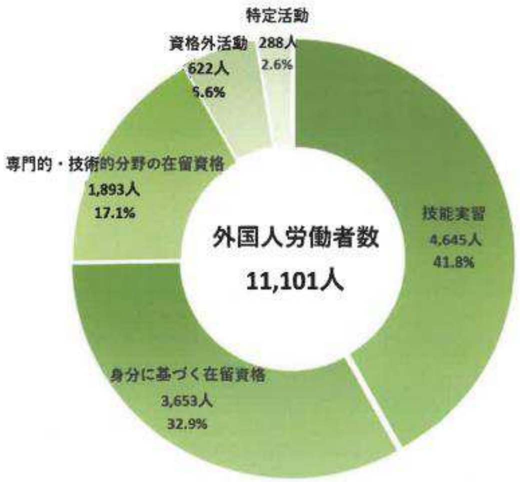

国籍	人数	割合	前年比
中国	1,275	11.5%	-132
韓国	103	0.9%	-3
フィリピン	1,454	13.1%	199
ベトナム	3,360	30.3%	551
ネパール	324	2.9%	50
インドネシア	827	7.4%	283
ミャンマー	441	4.0%	195
ブラジル	2,195	19.8%	-742
その他	1,122	10.1%	135
計	11,101		536

◆業種別の外国人雇用事業所数

業種	事業所数	割合	人数	割合
建設業	277	16.0%	927	8.4%
製造業	543	31.3%	4,353	39.2%
卸売業、小売業	264	15.2%	1,182	10.6%
宿泊業、飲食サービス業	189	10.9%	728	6.6%
医療、福祉	125	7.2%	547	4.9%
サービス業（その他）	93	5.4%	2,388	21.5%
その他	243	14.0%	976	8.8%
計	1,734		11,101	

※福井労働局『「外国人雇用状況」の届出状況（令和5年10月末現在）』より抜粋

第512回第2-22

最低賃金の諸外国比較

- 諸外国の最低賃金と比較し、日本の最低賃金の水準は決して高くない。
- 円安の影響もあり、格差は拡大傾向

	アメリカ	オーストラリア	ドイツ	台湾	韓国	日本
最低賃金額	例 カリフォルニア州 ニューヨーク州 最低賃金 2024年1月～ 16.00ドル 約2,269円 （レート：1ドル=141.83円）	2023年7月～ 23.23豪ドル 約2,230円 （レート：1豪ドル=96円）	2024年1月～ 12.41ユーロ 約1，950円 （レート：1ユーロ=157.12円）	2024年1月～ 183元 約842円 （レート：1台湾元＝4.6円）	2024年1月～ 9,860ウォン 約1,073円 （レート：1韓国ウォン=0.1089円）	（東京） 1,113円 （全国加重平均） 2023年10月～ 1,004円 （福井県） 931円
備考	（連邦最低賃金） ・2009年7月以降7.25ドルで据え置き （州別最低賃金） ・29州が連邦最賃を上回る水準を設定しており、一部の州においては最低賃金を引き上げている。 ・州別最低賃金最高額 ワシントン州 16.28ドル				（過去推移） 2021年1月～ 8,720ウォン 2022年1月～ 9,160ウォン 2023年1月～ 9,620ウォン （2025年　予定） 10,030ウォン 約1,160円	（全国加重平均額推移） 2020年10月～ 902円 2021年10月～ 930円 2022年10月～ 961円 2023年10月～ 1,004円

資料出所　JETRO日本貿易振興機構（ジェトロ）
・最低賃金を7月から8.7%引上げ（オーストラリア） https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/570dda3aee923cfc.html
・9月から小売業に「最低賃金」、2024年まで毎年引き上げ（シンガポール）https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/4c0f5c1012aebbc0.html
・1月から最低賃金引き上げ（ドイツ） https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/74579018bf00bbd8.html
・月額最低賃金、2024年から4.05%引き上げ（台湾） https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/09/8c9f2d1517070fb1.html
【世宗聯合ニュース】韓国の24年最低賃金2．5%引き上げ　https://jp.yna.co.kr/view/AJP20230719000200882
独立行政法人労働政策研究・研修機構 22州が最低賃金を引き上げ^2024年1月、990万人以上の労働者に影響 https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/01/usa 01.html

第512回第2-23

外国人材の流出

- 外国人材は地域産業に欠かせないが、賃金水準の高い地域を選ぶ傾向あり

技能実習から特定技能へ移行時の地域間異動状況

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

○ 特定技能１号外国人130,915人（令和４年12月末現在）のうち、技能実習からの移行者（注1）は95,302人。
そのうち、特定技能１号への移行に際し、都道府県をまたぐ住居地の異動（注2）があったのは、39.0%（37,173人）

○ 当該異動における各都道府県の転出・転入状況は次の図表のとおり。

（注１）技能実習修了後、「特定活動」等の在留資格で在留した上で特定技能１号へ移行した者を含む。
（注２）技能実習での在留中の最後の在留諸申請に係る許可時点の住居地と、技能実習から特定技能１号への在留資格変更許可日から１か月以内の最後に届出された時点の住居地に異動があるもの

特定技能１号への移行の際の都道府県をまたぐ住居地の異動における転出・転入状況（暫定値）

（図）都道府県別の転出者数・転入者数

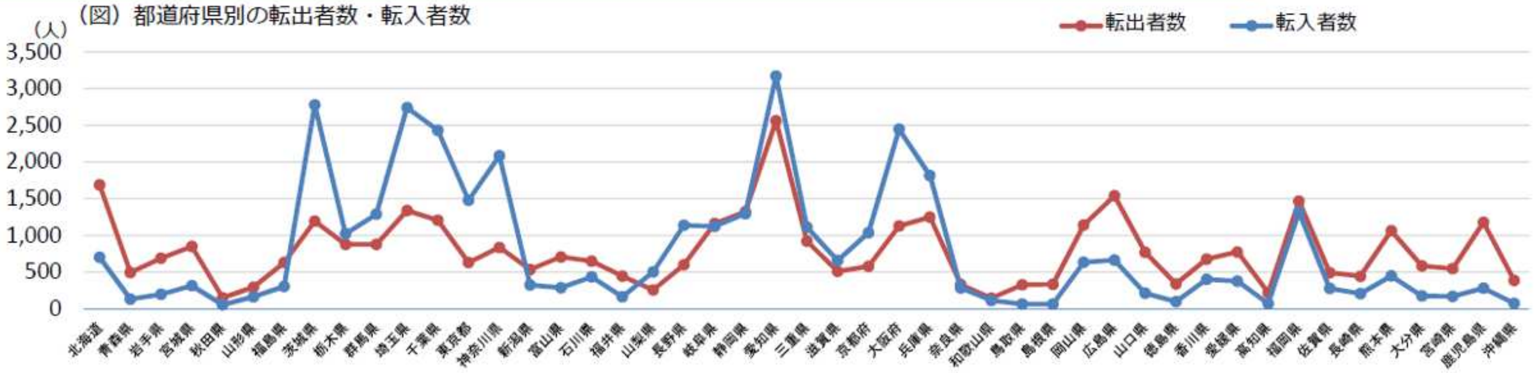

（表）都道府県別の転出者数・転入者数　（赤字：転出者数、青字：転入者数）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
1,689	494	689	852	153	295	631	1,193	879	879	1,339	1,207	632	837	536	707
702	132	198	317	56	165	307	2,779	1,024	1,290	2,740	2,431	1,479	2,086	325	287
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
651	445	258	599	1,163	1,323	2,562	921	511	580	1,128	1,249	331	145	327	333
435	165	504	1,138	1,123	1,296	3,171	1,114	659	1,038	2,448	1,815	286	114	65	66
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
1,141	1,541	772	340	678	775	219	1,468	493	444	1,065	584	548	1,180	387	
633	664	214	100	403	378	70	1,315	280	206	449	177	171	283	75	

※　出入国在留管理庁において業務上集計したもの

資料出所　出入国在留管理庁HP

第512回第2-24

福井の労働力を支えているのは女性と高齢者

- 福井県内の１５歳以上人口は、２０年間で４万人減少する中、就業者人口は２．５万人の減少にとどまる。
- 女性の就業人口が減少していないことに加え、高齢者の就業人口増が顕著

〔就業率　全国3位　　女性の就業率　全国2位　　高齢者の就業率　全国1位〕

	平成12年（2000）	令和2年（2020）	2000→2020
15歳以上人口	**70万人**	**66万人**	**4万人減**
就業者人口	**44万人**	**41.5万人**	**2.5万人減**
うち男性	25万人	22.5万人	2.5万人減
うち女性	**19万人**	**19万人**	**横ばい**
年齢別			
15～64歳	39.5万人	34.5万人	5万人減
65歳以上	**4.5万人**	**7万人**	**2.5万人増**

第512回第2-25

日本一の共働き社会

- 福井県は、共働き割合が全国トップの共働き社会。女性の就業率が高く、M字カーブ解消の先進県。女性の正社員割合は高いが、出産・子育て期を経て正規雇用比率が低下する「L字カーブ」が全国平均を超えるが存在

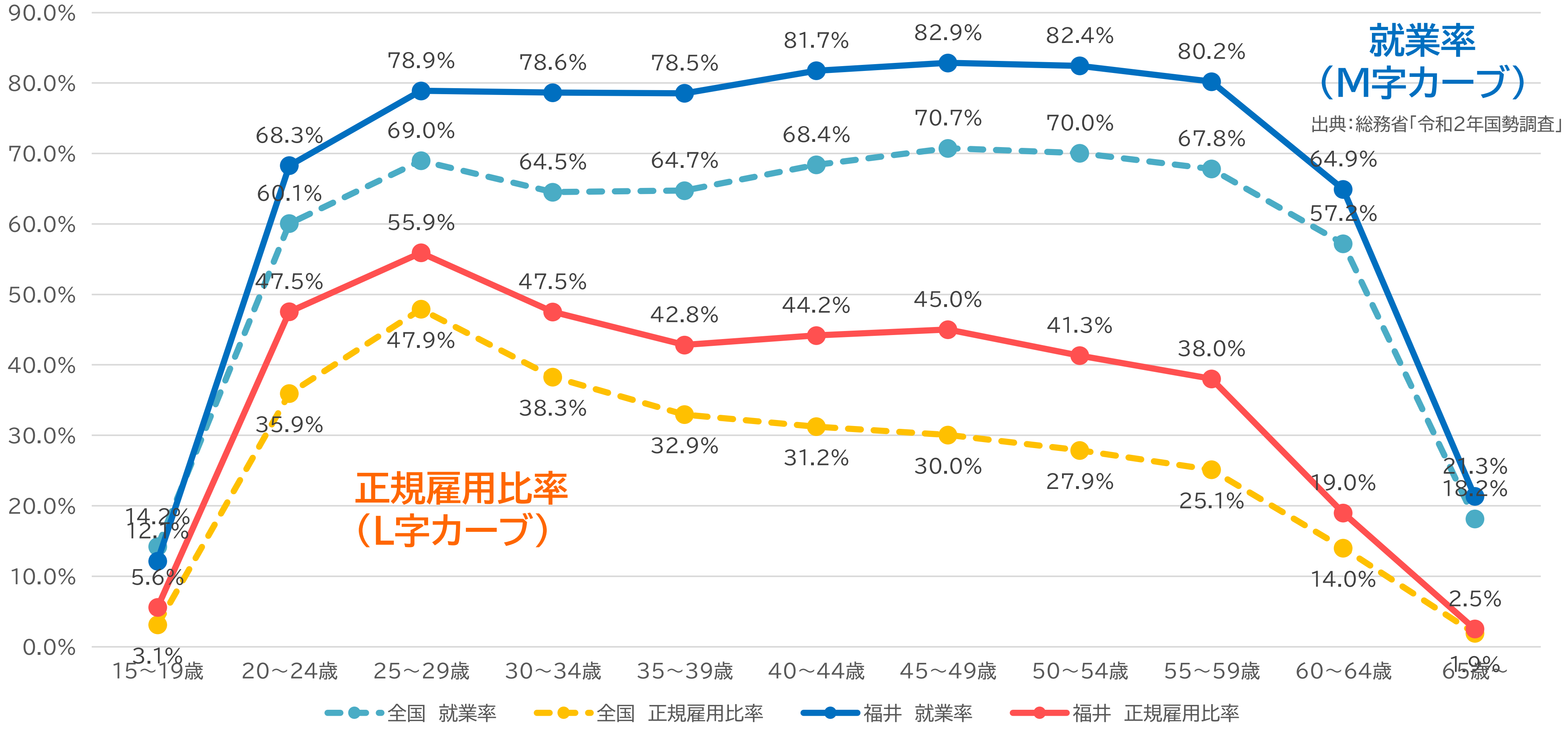

M字カーブ（女性就業率）
総務省「令和2年国勢調査」により作成
「就業者」／「各年齢区分人口」

L字カーブ（正規雇用比率・女性）
総務省「令和2年国勢調査」により作成
「正規の職員・従業員」／「各年齢区分人口」

第512回第2-26

常用労働者の推移について（R2⇒R5）

- 人口減少が進むも、R2からR5の間に、常用労働者（5人以上）は29.6万人から31万人と1.4万人増加
- 一般（正規）労働者は減少したが、パート・アルバイト労働者（主に女性）が増加

	男　性	女　性	合　計
一般（正規）労働者	▲8,000人減 （13.8万人→13.0万人） 46.6% → 41.9%	500人増 （8.6万人→ 8.6万人） 29.1% → 27.7%	▲7,500人減 （22.4万人→21.6万人） 75.7% → 69.7%
パート・アルバイト	5,000人増 （2.1万人→ 2.6万人） 7.1%→ 8.4%	16,500人増 （5.1万人→ 6.7万人） 17.2% → 21.6%	2万1,500人増 （7.2万人→ 9.4万人） 24.3% → 30.3%
合計（常用労働者）	▲3,300人減 （15.9千人→15.6万人） 53.7% → 50.3%	1万7,000人増 （13.7万人→15.4万人） 46.3% → 49.7%	1万4,000人増 （29.6万人→31.0万人） 100% → 100%

【資料出所：毎月勤労統計調査（R2、R5年平均）】

第512回第2-27

常用労働者（男性、５人以上）の推移（業種別、R2⇒R5）

- 男性常用労働者（５人以上）の就労が多いのは、①製造業、②卸・小売業、③建設業、④医療・福祉。卸・小売業、宿泊・飲食業を除き、ほとんどの業種において一般（正規）労働者として就労

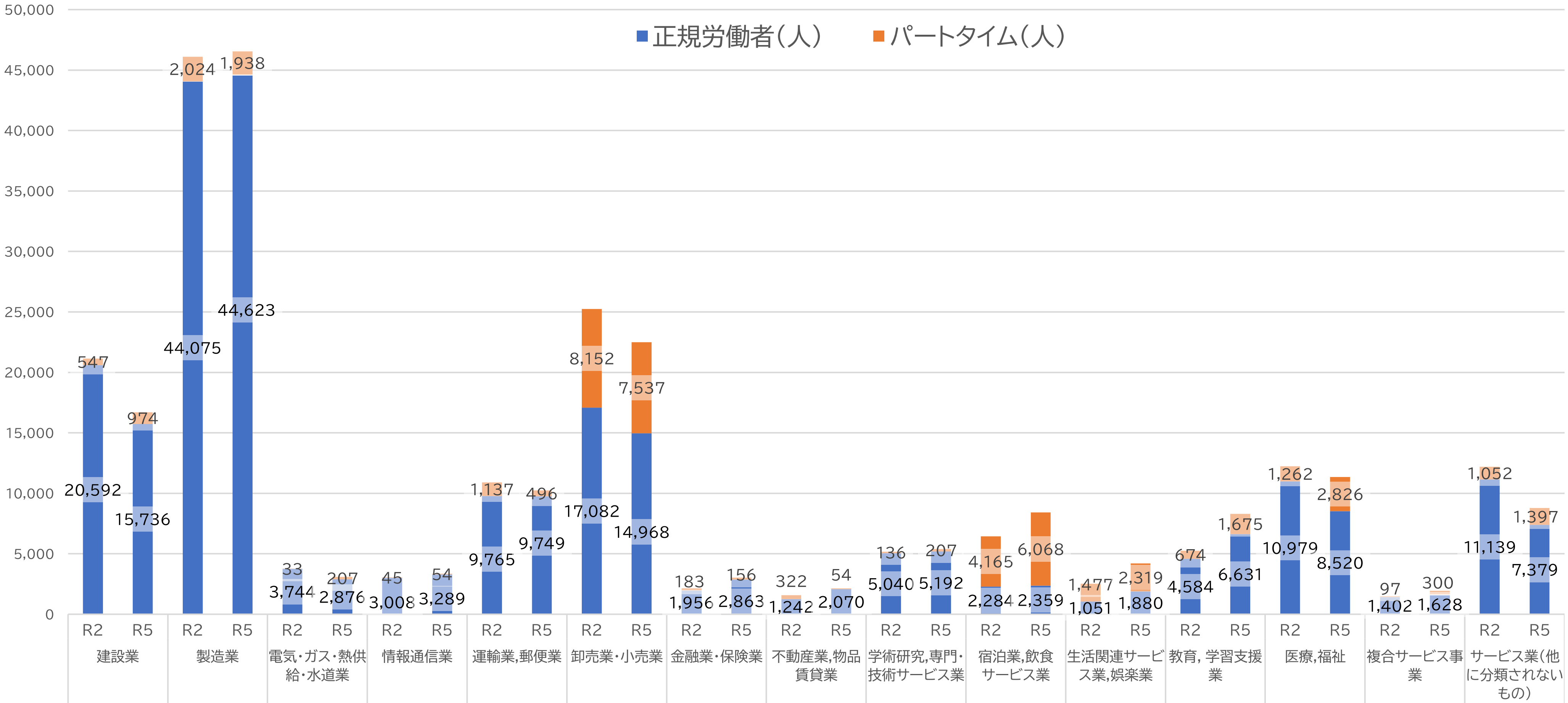

【資料出所：毎月勤労統計調査（R2、R5年平均）】

第512回第2-28

常用労働者(女性、5人以上)の推移(業種別、R2⇒R5)

- 女性常用労働者(5人以上)の就労が多いのは、①医療・福祉、②卸・小売業、③製造業、④宿泊・飲食業
- ほとんどの業種において一般(正規)労働者が減。パート・アルバイトでの就労が増加。特に、卸・小売業、宿泊・飲食業において、その傾向が顕著

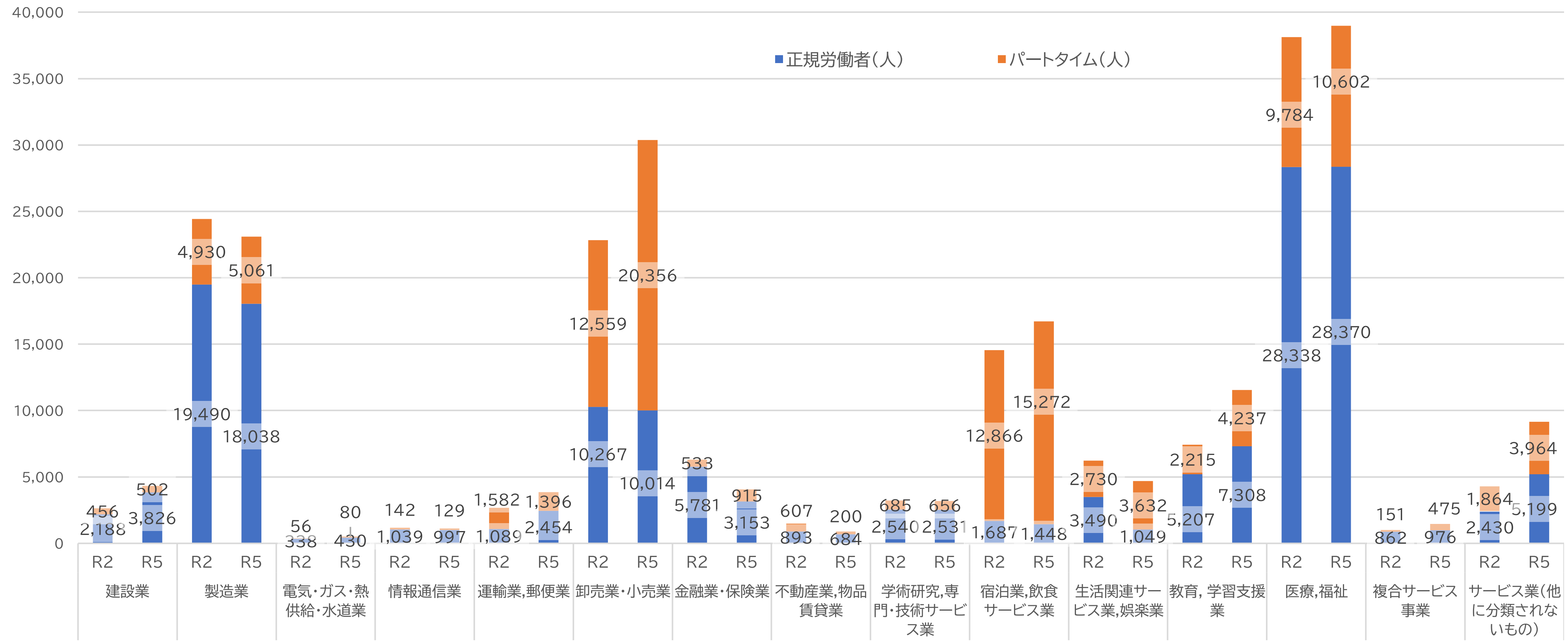

【資料出所:毎月勤労統計調査(R2、R5年平均)】

第512回第2-29

賃金引上げの人材確保への影響（財務省作成資料より抜粋、一部加工）

- 賃金引上げにより、人材を確保できた、できなかったの割合は概ね半々
- 確保できなかった理由のうち最も多かったのは、採用したい人材がいない。賃上げが不十分との意見も全体の4割存在

（6）賃上げしたことによる人材確保への影響

回答社数　上段（正規従業員）　：（1）で①～④を選択した企業のうち回答のあった1067社
下段（非正規従業員）：（5）で②～④を選択した企業のうち回答のあった667社

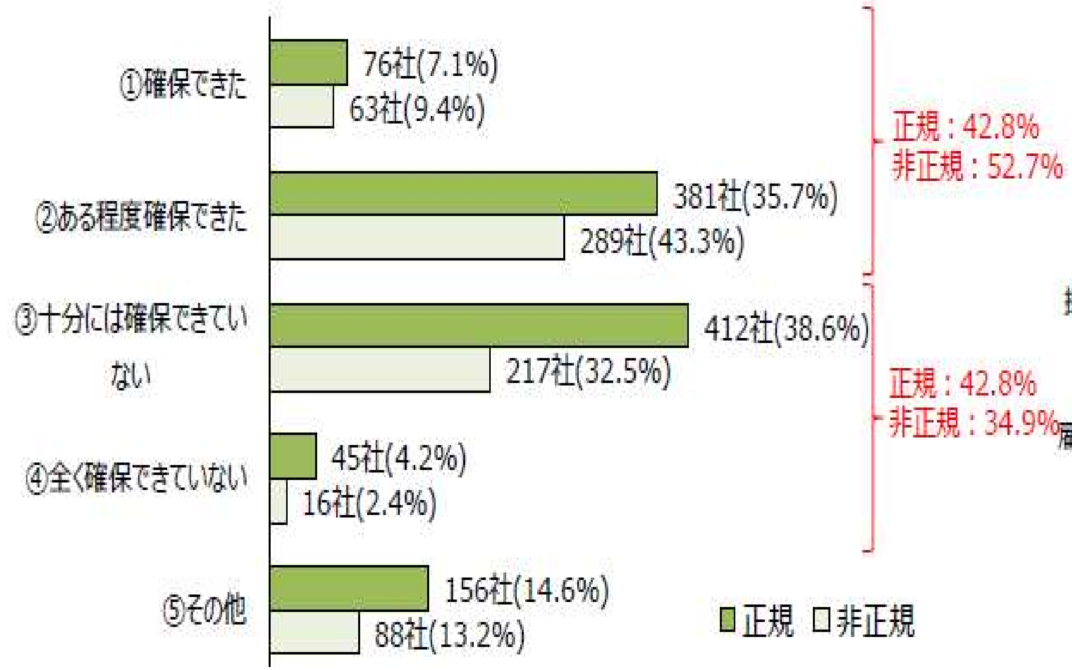

（7）賃上げしたものの人材確保できていない理由（最大2項目まで回答可）

回答社数　上段（正規従業員）　：（6）で③または④を選択した企業のうち回答のあった456社
下段（非正規従業員）：（6）で③または④を選択した企業のうち回答のあった233社

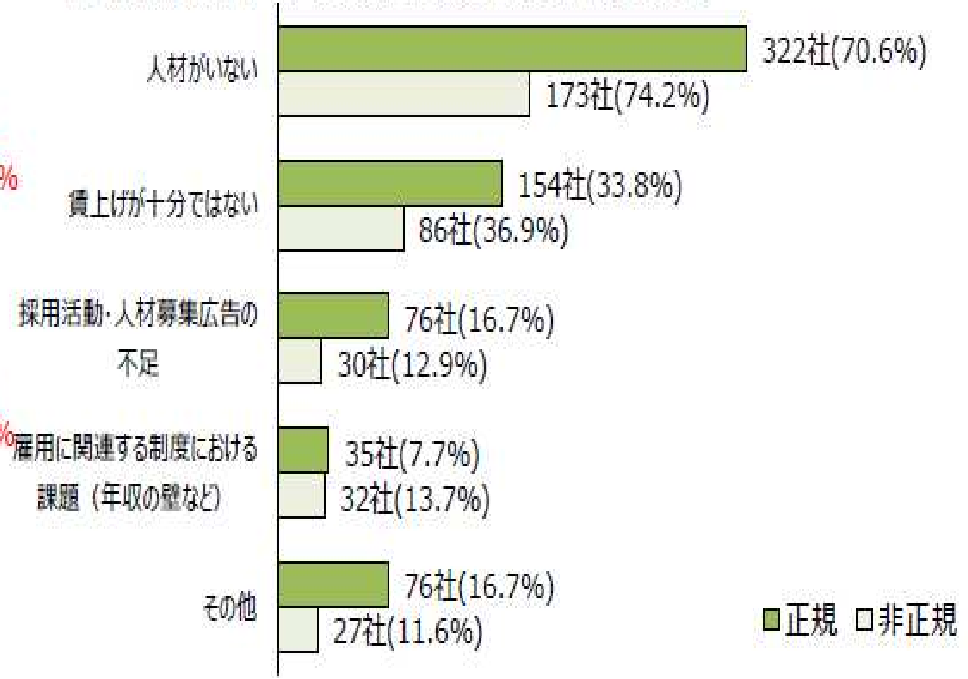

第512回第2-30

人件費の価格転嫁（財務省作成資料より抜粋、一部加工）

- 人件費の価格転嫁ができたのは、全体の3割。中小規模ほど苦戦
- できていない理由は、「同業他社の動向」、「原材料の転嫁を優先している」、「取引先からの理解が得られない」が続く。

（8）人件費の価格転嫁の状況

回答社数
上段（大企業）：482社
下段（中堅・中小企業等）：640社

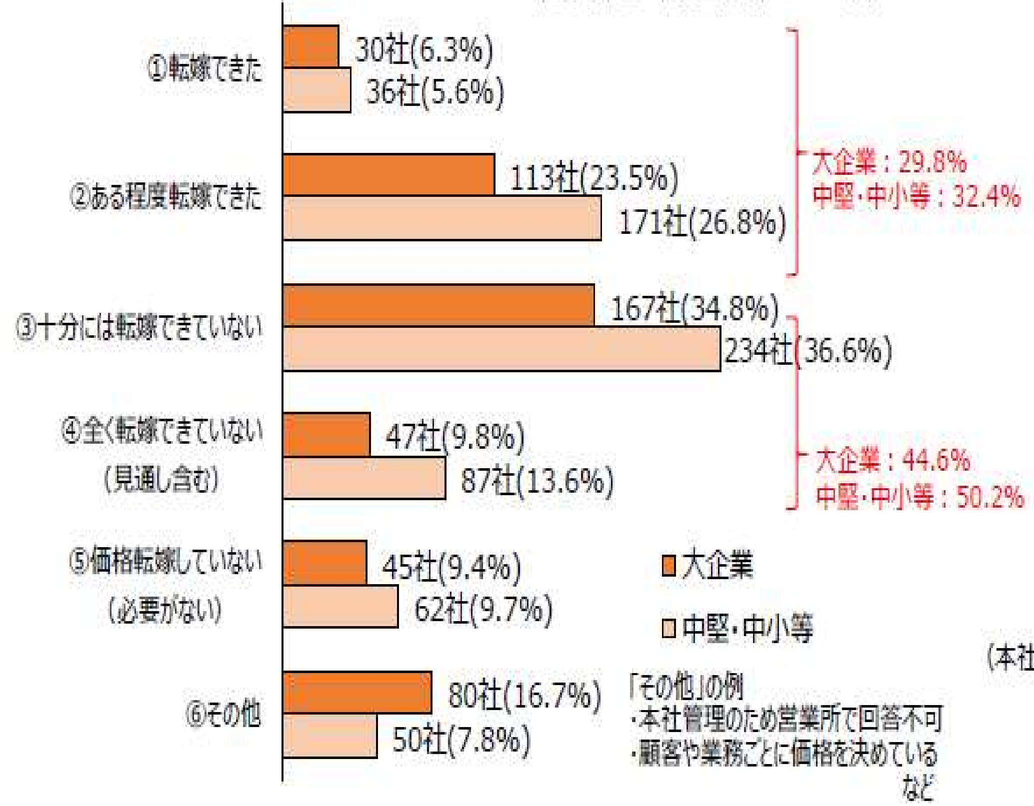

（9）人件費の価格転嫁ができていない理由（最大3項目まで回答可）

回答社数：（8）で③または④を選択した企業のうち回答のあった535社

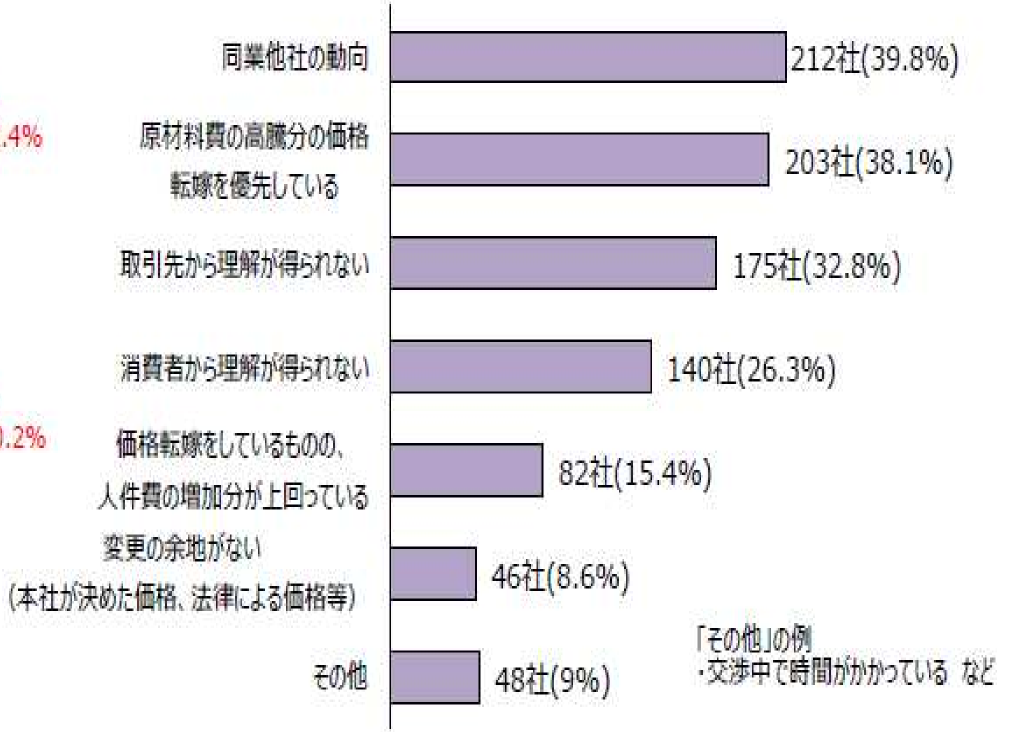

第512回第2-31

ランク別最低賃金の課題

・福井県の最低賃金は北陸最低水準。令和５年度目安額を上回るも賃差残る。
「福井は追いつけず（令和５年８月９日、北國新聞記載）」

■ 中央最低賃金審議会による改正の目安（令和5年度から福井、石川はBランク）

ランク	対象都道府県	目安額
A	首都圏１都３県 ＋ 愛知、大阪	４１円
B	富山、石川、**福井**、京都、島根など２８道府県	**４０円**
C	青森、鳥取、高知、長崎、沖縄など１３県	３９円

■ 北陸3県の最低賃金の推移

	【平成25年度】	【令和4年度】	【令和5年度】	
富山県（Bランク）	７１２円	９０８円	９４８円	＋４０円
石川県（Cランク）	７０４円	８９１円	９３３円（Bランク）	＋４２円
福井県（Cランク）	７０１円	８８８円	９３１円（Bランク）	**＋４３円**
北陸の賃差	１１円	２０円	１７円	

【参考】近隣県の令和5年度最低賃金額　　岐阜県９５０円・滋賀県９６７円・京都府１，００８円

第512回第2-32

2024年　賃上げ状況について

- 連合福井によると、本県の加重平均賃上げ率は、5.10%と1991年以降の高水準
- ただし、業種別では交通運輸が低い(3.06%)。企業規模や産業間に開きが見られ、今後、格差拡大の懸念あり

<単純平均>

業種別	要求				回答・妥結				昨年同時期		昨年対比	
	集計数	人数	金額	率	集計数	人数	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	50	15,302	15,011	5.66%	46	14,484	11,898	4.46%	8,750	3.41%	3,148	1.05%
商業流通	20	1,946	13,373	5.55%	18	1,650	10,487	4.38%	9,300	3.98%	1,187	0.40%
交通運輸	24	2,310	14,715	6.24%	21	2,163	6,302	2.50%	5,285	2.16%	1,018	0.34%
公益・インフラ	23	5,386	14,053	5.27%	23	5,386	10,447	3.83%	6,323	2.33%	4,124	1.51%
全体	**117**	**24,944**	**14,482**	**5.68%**	**108**	**23,683**	**10,235**	**3.92%**	**7,630**	**3.02%**	**2,605**	**0.90%**

<加重平均>

業種別	要求				回答・妥結				昨年同時期		昨年対比	
	集計数	人数	金額	率	集計数	人数	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	50	15,302	18,111	6.23%	46	14,484	15,944	5.54%	12,021	4.23%	3,924	1.31%
商業流通	20	1,946	13,600	5.43%	18	1,650	10,748	4.27%	9,269	3.83%	1,479	0.44%
交通運輸	24	2,310	15,551	6.12%	21	2,163	8,452	3.06%	6,114	2.27%	2,338	0.79%
公益・インフラ	23	5,386	15,922	5.51%	23	5,386	14,548	5.02%	7,258	2.51%	7,290	2.51%
全体	**117**	**24,944**	**17,049**	**6.00%**	**108**	**23,683**	**14,571**	**5.10%**	**10,193**	**3.63%**	**4,377**	**1.48%**

<参考>　各連合の加重平均賃上げ率公表値　　全国　5.10%(7/3公表)、石川　4.50%(6/28公表)、　富山　4.99%(7/1公表)

【2024年連合福井春季生活闘争情報【発行日】2024年7月5日(情報:2024年7月4日現在)より】

第512回第2-33

北信越　実質賃金増減率について

- 本県は歴史的賃上げが実現しつつある一方、一般労働者と比較して給与の低いパートタイム労働者が増加したため、実質賃金が増加に転じていないと推測
- その結果、福井県は実質賃金の減少率が最も大きい県と報道

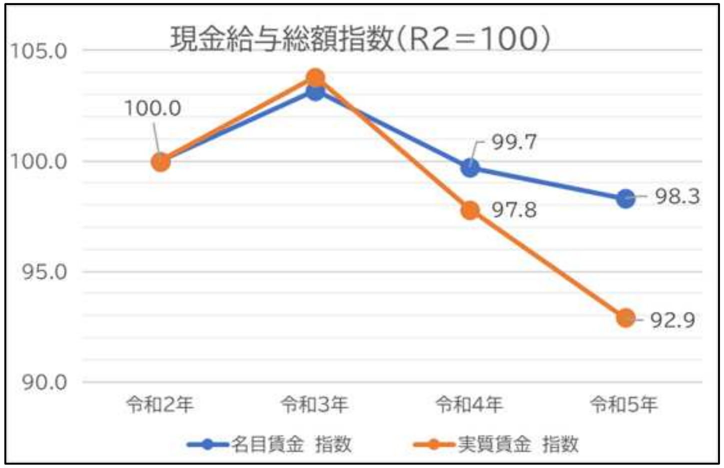

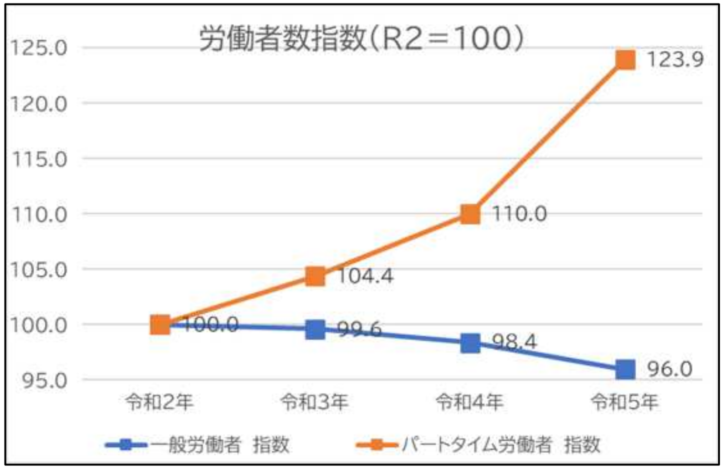

【資料出所：毎月勤労統計調査地方調査結果（令和2，5年平均）】

【2022年11月～2023年10月の実質賃金増減率】

全国順位	県	名目賃金増減率	実質賃金増減率
8	富山	2.8%	▲1.4%
16	新潟	1.4%	▲2.1%
19	長野	2.0%	▲2.4%
35	石川	▲0.2%	▲3.9%
47	福井	▲2.8%	▲6.6%

【資料出所：令和6年1月27日　日本経済新聞より】

第512回第2-34

継続的賃上げが必要な理由

■ 都市部への人口流出に歯止めをかける。

（課題）

・福井の有効求人倍率は、73か月連続全国一位（令和6年4月時点）。慢性的な人手不足

・高卒契機に3千人の若者が県外進学。大学・院卒後、Uターンはそのうちの約3割

・技能実習制度見直しにより外国人労働者が転籍可能となると、外国人も都市部流出

■ 女性やシニアのさらなる活躍を促進する。

（課題）

・女性、シニアの労働参入増加し就業率は全国最上位。しかし非正規雇用多く、給与水準は最低賃金に強く影響

・都市部と同じ所得を得るには、結果、長時間勤務になりがち。女性等の活躍推進、学び直し・リスキリングなど、人への投資の促進が課題

■ 産業構造の転換・高度化を進め、地域を活性化する。

（課題）

・新幹線延伸により、福井県の利便性が飛躍的に向上。100年に一度の好機到来

・本県の基幹の繊維・眼鏡は中小零細企業多い。注文増えても人手足りず規模拡大の課題

・企業誘致を進めるも、生産拠点の新増設多いため、人手確保が課題。産業構造の転換・高度化に時間を要す現状あり。

第512回第2-35

賃上げ・最低賃金に関する要請について

- 福井県は「全国一律の最低賃金の実現」、影響を受ける「中小零細企業に対する国の支援拡充」を平成３０年度から継続要望。令和６年度も６月に国に対し、継続的な賃上げの推進や人手不足解消に向けた施策の強化等を要望
- 令和５年度は、地元経済界に対しても１月と８月、継続的な賃金引き上げを要請。また、杉本福井県知事は福井地方最低賃金審議会会長、福井労働局長に国の目安額を上回る積極的な引上げを要請

２　持続的な賃上げの推進、全国一律最低賃金制度の導入

経済の好循環を生み出すには、堅調な個人消費を生み出すことが重要であり、実現には、物価上昇を上回る持続的な賃上げが必要である。昨今の歴史的な賃上げが一過性のものにならないよう、国は労使への働きかけを引き続き強めること。

また、ランク別に目安額を示す最低賃金の現行制度は、企業の経営改革や労働市場の流動化を促す力強さがない上、地域間格差を助長し東京への一極集中を加速させる原因となっている。

最低賃金の目安額設定では、国は現法が定める三要素に地域間格差、国際比較を加え、総合的に勘案するとともに、将来的には、現行制度を改め、全国一律の最低賃金制度に見直すこと。

国への重点提案・要望
（令和6年6月）

本県最低賃金の改正に関する要請書

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配し、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出すことが必要です。また、来年春の北陸新幹線開業に伴い、１００年に一度の経済効果を県民があまねく享受することができるよう県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要であります。

しかしながら、北陸三県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では国に対し、最低賃金の引上げならびに地域間格差是正の要請を行ったほか、今般６月補正において、価格転嫁ならびに取引適正化の推進、中小零細企業を中心とした伴走型支援の予算を強化したところです。

本県の有効求人倍率は、本年６月時点で１．９３倍と４６か月連続全国１位となっており、企業における人手不足感はより一層高まっています。そこで、若者や外国人材の都市へ流出を防ぐため、地域間の賃金格差を是正する必要があります。

つきましては、先月末に中央最低賃金審議会から目安が提示されましたが、最低賃金額の決定に当たっては、北陸三県との地域間格差の是正縮小に向け、目安額を上回る積極的な引上げが行われますようお願いします。

令和５年８月３日

福井地方最低賃金審議会会長
新宮　晋　様

福井県知事　杉本　達治

当日のニュース報道
の映像はこちら　→

（左）杉本 福井県知事
（右）新宮 福井地方最低賃金審議会会長

NHK福井放送局HP　福井NEWS WEB

第512回第2-36

賃上げ原資を生み出す取組み

・国・県・経済団体と価格転嫁・賃上げ実現に向けた共同宣言を令和５年９月に発出。この取組みは、関西・北陸地域では初
・適切な取引価格等の実現のため、それぞれの支援策を総合活用

■共同宣言式および共同宣言

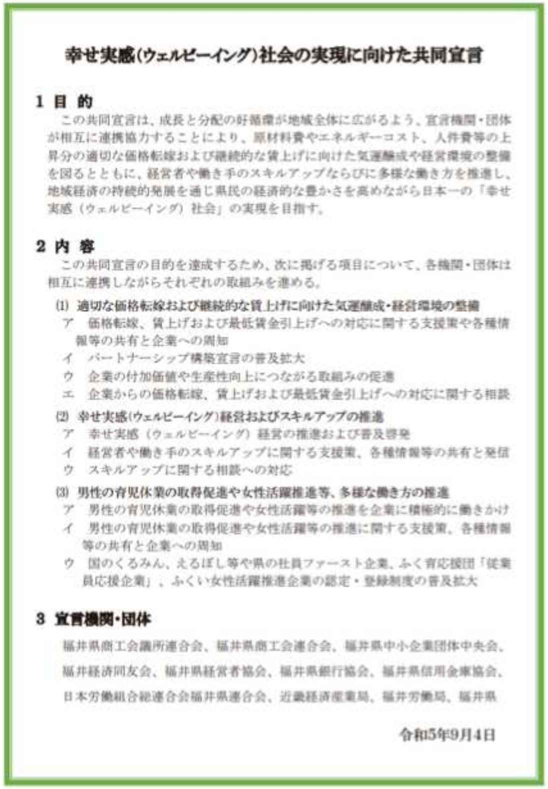

幸せ実感(ウェルビーイング)社会の実現に向けた共同宣言

1 目 的

この共同宣言は、成長と分配の好循環が地域全体に広がるよう、宣言機関・団体が相互に連携協力することにより、原材料費やエネルギーコスト、人件費等の上昇分の適切な価格転嫁および継続的な賃上げに向けた気運醸成や経営環境の整備を図るとともに、経営者や働き手のスキルアップならびに多様な働き方を推進し、地域経済の持続的発展を通じ県民の経済的な豊かさを高めながら日本一の「幸せ実感（ウェルビーイング）社会」の実現を目指す。

2 内 容

この共同宣言の目的を達成するため、次に掲げる項目について、各機関・団体は相互に連携しながらそれぞれの取組みを進める。

(1) 適切な価格転嫁および継続的な賃上げに向けた気運醸成・経営環境の整備
ア 価格転嫁、賃上げおよび最低賃金引上げへの対応に関する支援策や各種情報等の共有と企業への周知
イ パートナーシップ構築宣言の普及拡大
ウ 企業の付加価値や生産性向上につながる取組みの促進
エ 企業からの価格転嫁、賃上げおよび最低賃金引上げへの対応に関する相談

(2) 幸せ実感(ウェルビーイング)経営およびスキルアップの推進
ア 幸せ実感（ウェルビーイング）経営の推進および普及啓発
イ 経営者や働き手のスキルアップに関する支援策、各種情報等の共有と発信
ウ スキルアップに関する相談への対応

(3) 男性の育児休業の取得促進や女性活躍推進等、多様な働き方の推進
ア 男性の育児休業の取得促進や女性活躍等の推進を企業に積極的に働きかけ
イ 男性の育児休業の取得促進や女性活躍等の推進に関する支援策、各種情報等の共有と企業への周知
ウ 国のくるみん、えるぼし等や県の社員ファースト企業、ふく育応援団「従業員応援企業」、ふくい女性活躍推進企業の認定・登録制度の普及拡大

3 宣言機関・団体

福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会、福井県中小企業団体中央会、福井経済同友会、福井県経営者協会、福井県銀行協会、福井県信用金庫協会、日本労働組合総連合会福井県連合会、近畿経済産業局、福井労働局、福井県

令和5年9月4日

下段左より、田原 福井労働局長、三浦 近畿経済産業局長、杉本 福井県知事　他、各団体の代表者

詳細はこちら
⇒ https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/0904kyoudousengen.html

第512回第2-37

賃上げに向けた福井県の支援①

① ふくい業務改善・賃上げ応援事業

- 国の業務改善助成金に、国支給決定額の10％分を県費で独自上乗せすることで、R4,5年累計234件の事業場を支援
- 事業場内最低賃金を全国平均以上に、一気に引き上げるための原資を先に渡す奨励制度を併せて創設。これまで12事業者が着手済み

② ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業

- 県下263人の社会保険労務士が所属する県社労士会と県は連携。国・県の補助金交付の前提となる就業規則や賃金台帳作成・整備を、アウトリーチ型で813所支援。切れ目ない支援を継続できるよう、令和5年12月補正で予算を倍増
- 一定水準以上の賃上げを行った場合、庁内の補助金の補助率等を上げる等、優遇措置導入

③ 人手不足の解消に向けた対策

- 人材確保支援センター、シニア人材確保支援センターでの求人求職のマッチング支援を強化
- 建設・運輸・介護等、人出不足感の強い業種の正規就労者が増えるよう、3か月以上の継続就労者に奨励金（30万円）を支給
- 外国人材受入サポートセンターを年度内に設置し、企業や外国人材への支援を強化。タイやミャンマーの人材育成機関と連携した、福井県専門クラスを開設
- 開業に伴い増加している小売や飲食、宿泊等の業種でのスポットワーカーの活用を支援
- ビジネス汎用スキルやオンデマンド型リスキリングの講座開設など、リスキリング支援を強化

第512回第2-38

賃上げに向けた福井県の支援②

① 女性活躍に取り組む企業への支援強化

- 女性活躍が進むよう、専門家が伴走型しながら課題分析から解決に向けたコンサル実施
- 「女性登用アワード」を創設。優れた取組みには、奨励金100万円を支給（3社）
- 学生向けツアーの開催や大学における広告放映など、女性活躍企業のプロモーションを支援

② 男性育休等を含め、仕事と生活の両立サポートを充実

- ニーズの多い時間帯に子どもの預かり等を行う家事育児サポーター「ふく育さん」を派遣
- 子どものみの送迎や妊婦の通院等をサポートするため、「ふく育タクシー」を運行
- 男性育休取得が加速するよう、全国トップクラスの奨励金（602万円）制度を創設。令和6年４月から、使い勝手がよくなるよう、支給要件を一部緩和
- 支援メニューを拡充企業や団体が実施するイベントに対し奨励金を支給し、より多くの参加機会を新たに提供

③ 「社員ファースト」推進事業

- 働きやすい職場づくりを推進する「社員ファースト」制度を、元年度より展開。521社が登録
- 令和5年12月から、ウェルビーイング経営を実践できるよう、慶大前野教授の助言のもと、経営塾を実施。社員のやる気を引き出すことにより、生産性向上、企業収益の改善を後押す。

※ 幸福度とパフォーマンスの関係
幸福度の高い社員の創造性は3倍、生産性は31%、売上は37%高い。また、欠勤率が41%、離職率が59%低い。業務事故は70%少ない。（ハーバードビジネスレビュー2012年5月）

第512回第2-39

賃上げに向けた福井県の支援③

①「パートナーシップ構築宣言」・ふくいプラス＋

- 企業規模の大小にかかわらず、取引先と共存共栄の関係を築こうとする事業者が、「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する国の取組み（パートナーシップ構築宣言）
- 福井県独自の取組みとして、パートナーシップ構築宣言に登録することで、産業労働部の補助金において、審査での加点措置や申請の要件化を実施
  ※県内登録企業数：1,327社（5月7日時点）

② 取引適正化サポーター派遣事業

- 中小企業者、小規模事業者の抱える価格交渉・価格転嫁に向けた種々の課題に対して、取引適正化サポーター（公認会計士・弁護士・中小企業診断士等）を派遣し、原価管理や価格設定の見直し、付加価値向上、見積書の作成等を通して事業収入確保などのノウハウを支援
- 加えて、サポーター派遣を活用し、業種別相談会や企業内社員向け研修等を開催

③ 企業活動分析による収益力強化事業

- バリューチェーン分析等を活用し、生産性向上や業務効率化に向けた設備投資や商品開発など、付加価値向上に取り組む事業者を支援（取り組みに対する費用の一部を補助）
  補助上限額：100万円（通常枠）、200万円（前向枠）、300万円（大規模賃金引上枠）
  補　助　率：2/3～4/5

第512回第2-40

おわりに

希望あふれる豊かな地域経済を実現するとともに、新幹線開業を起爆剤に、本県のさらなる飛躍・成長をめざすには、物価水準を上回る継続的な賃上げが極めて重要

賃上げ原資の確保のため、官民が連携し、価格転嫁や取引適正化、DX化や生産性向上など、イノベーション推進策を積極的に展開

最低賃金について国は、30年代半ばには、1,500円とする方針。地域間格差の是正、国際比較の観点からも、本県はできる限り、早く1,000円超を実現させ、若者や外国人からも選ばれる県となるべき。

第512回第2-41

今こそ、地方創生を実現する時だ。

地味にすごい、福井

CENTER OF GREAT HAPPINESS

第512回第2-42